

避難所における 新型コロナウイルス感染症対策について

大雨や台風の発生する時期になりました。市民の皆さまにおかれましては、新型コロナウイルスの感染拡大も懸念される中でありますので、災害などにより避難される場合には、次のことにご注意くださいますようお願いいたします。

避難を検討するとき

- お住まいが危険区域の方は、まずは、親戚や知人宅などの安全が確保できる避難も検討してください。
- 必要なものをご準備ください。
可能な限り必要な備蓄品や**マスク・体温計・消毒液**などをお持ちくださるようお願いいたします。

避難をしたとき

- マスクの着用と手洗い(手、指の消毒)、体温の申告(測定)、せきエチケットにご協力をお願いいたします。
- できるだけ間隔をあけて(約2m)ください。
- 発熱やせきなどの症状がある場合や体調が悪くなった場合は、すぐに避難所の担当者にお知らせください。

新型コロナにならない・うつさない！

新しい生活様式の実践！

マスク

手洗い

消毒

部屋の換気

密閉、密集、密接しない

相談項目	窓口(問合せ)
新型コロナウイルス感染症に関する健康相談(全般)	市民健康課(すこやかふれあいプラザ内) ☎0996(22)8811
市税・国民健康保険税の納税相談	本庁収納課(☎2467・2424)
後期高齢者医療保険料の納付相談	本庁保険年金課(☎2832)
介護保険料の納付・減免措置に関する相談	本庁高齢・介護福祉課(☎2622)
国民健康保険税の減免措置に関する相談	本庁税務課(☎2233)
国民年金保険料の免除措置に関する相談	本庁保険年金課(☎2821)
市営住宅の家賃減免措置・市営住宅の提供の相談	本庁建築住宅課(☎3611)
水道料金・下水道使用料の支払猶予などの相談	本土地域/水道局お客さまセンター ☎0996(20)8500 甌島地域/各支所窓口
農林水産業経営に関する相談	本庁農政課(☎4461)
	本庁畜産課(☎4231)
	本庁林務水産課(☎4261・4271)
	本庁六次産業対策課(☎4451) 本庁農業委員会事務局(☎5621)
中小企業・小規模事業者を対象とした資金繰りや事業継続・雇用に関する相談	本庁商工政策課(☎4321・4322・4323)
特別定額給付金(1人につき10万円)に関する相談	特別定額給付金事業プロジェクトチーム ☎専用電話 0996(23)5188
子育て世帯への臨時特別給付金についての相談	本庁子育て支援課(☎2364)

「新型コロナウイルス感染症」相談窓口

市では、本庁および支所に新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口を設置しています。

薩摩川内市役所 本庁
☎0996(23)5111

〔各種相談窓口〕

左記の窓口では、新型コロナウイルス感染症の影響による相談および各種支援などの相談を受け付けていますので、問い合せください。

訓練生

パソコン基礎科訓練生

訓練期間/9月9日(水)〜12月8日(火)

*原則月々金曜日の9時〜16時
所/㈱フォーエバー川内教室
(西向田町6-32 5階)

内容/パソコンの基礎的な知識・技能の習得およびキャリア支援など

定員/24人

申込締切/8月17日(月)

選考試験日/8月26日(水)

*9時までに集合

介護・福祉科訓練生

訓練期間/9月14日(月)〜令和3年3月12日(金)

*原則月々金曜日の9時〜16時
所/峰山地区コミュニティセンター(高江町)

内容/介護の学科、実技および施設実習など

定員/24人

*託児サービスあり(5人)

申込締切/8月21日(金)

選考試験日/8月31日(月)

*9時までに集合

応募資格/雇用保険受給資格者(優先)・ハローワークに求職登録している方で、安定所長の受講推薦が受けられる方

*受講無料

*テキスト代と訓練生総合保険

相談

若者サポートステーション出張無料相談(要予約)

働くことに自信がない、適した仕事が見いだせないなどの相談に応じます。

時/毎月第2・4水曜日13時〜17時

所/ハローワーク川内(若葉町) 対象/15歳から49歳までの若年者とその家族

予約方法/電話

☎☎かごしま若者サポートステーション
☎099(297)6431

特設人権相談

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、9月末まで特設人権相談所の開設は中止します。

なお、電話またはメールでの人権相談は引き続き受け付けていますので、ご利用ください。

▼みんなの人権110番

お知らせ

ねたきり老人介護手当

次の全ての要件に該当する方は申請してください。

*特別障害者手当または経過的福祉手当を受給されている方は対象外です。

要件/

- ▼在宅の要介護高齢者・介護者共に本市に1年以上住所を有していること
- ▼要介護4または5と認定された65歳以上の高齢者を、基準日(8月1日)から過去6カ月間に3カ月以上継続して介護していること
- ▼要介護高齢者・介護者同一

☎鹿兒島地方務局川内支局(22)2300

▲法務省インターネット人権相談受付窓口

世帯の世帯員(同居者)全員が、市民税所得割が課税されていないこと

支給額/6万円

申請期間/8月3日(月)〜31日(月)

*土・日曜日、祝日を除く

必要な物/介護者の印鑑(スタンプ印を除く)、介護者名義の通帳

☎本庁高齢・介護福祉課高齢者福祉G(☎2673)または各支所

国民健康保険被保険者証の更新など

国民健康保険被保険者証の更新

新しい「国民健康保険被保険者証」を7月末までに送付します。現在お持ちの被保険者証の有効期限は、7月31日までで、8月1日以降は使用できませんので、ご注意ください。

*新しい被保険者証の有効期限は、令和3年7月31日まで(令和3年7月31日までに75歳に到達される方は、誕生日の前日まで)

*就学のために他市町村へ転居し、マル学被保険者証が必要の方は手続きが必要

入院や高額な外来診療を受診される皆さんへ

「限度額適用認定証」を医療機関

関に提示すると、保険適用分の医療費の窓口負担が、高額療養費の自己負担限度額までの支払いで済みます。

また、市民税非課税世帯の方には、窓口での支払いが自己負担限度額まで済み、入院時の食事代を減額する「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます。

現在、国民健康保険で交付しているこれらの認定証の有効期限は7月31日(金)までです。

引き続き必要な方は、改めて交付の申請が必要です。

申請受付/7月1日(水)から事前受け付けをしています。

*限度額適用認定証などは8月1日を基準としていたため、7月申請分も交付は8月以降になります。

*交付の条件や手続きに必要な物は右記のとおりです。

☎本庁保険年金課国保G(☎2841)〜2843)

交付対象年齢および交付条件	手続きに必要なもの
【70歳未満】 申請時に、国民健康保険税に滞納がないこと	・国民健康保険被保険者証 ・マイナンバーカードまたは通知カード ・領収書(市民税非課税世帯で、過去1年間の入院日数が90日を超える方)
【70歳以上74歳未満】 ・世帯主および国民健康保険被保険者全員の令和2年度市民税が非課税の方 ・保険証の負担割合が「3割」かつ課税所得が690万円未満のこと	